

要配慮個人情報に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、Z図書館の職員がX課に提出した公務災害の手続きに必要な書類である診断書及び調剤記録の原本をX課が誤廃棄し、要配慮個人情報が含まれる書類の紛失にも関わらず国の個人情報保護委員会への報告を怠ったことと、X課のA課長及びB係長が、診断書等の再発行のために業務を離れた時間を年次休暇で対応することを指示したことを指摘する通報である。また、通報内容にはX課のA課長及びB係長が診断書等の発行手数料を持参したという情報も含まれている。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 診断書等の誤廃棄及びその対応について</p> <p>(1) 診断書等の誤廃棄</p> <p>X課のC職員は、令和5年9月にZ図書館の職員から收受した公務災害及び療養補償の認定及び請求に係る書類一式を誤廃棄した事実を認めた。書類一式には、診断書及び調剤記録（以下「本件診断書等」という。）が含まれている。</p> <p>C職員は、收受した書類一式が手元がないことに気づき、自席周辺等を検索したが発見できなかったため、課内で廃棄書類を入れる段ボール箱に書類一式を誤って投入した結果段ボール箱の内容物とともにシュレッダー処理されたものと推定した。その同日、上司であるB係長に口頭で報告したとのことである。</p> <p>(2) 誤廃棄に係るX課の庁内調整状況</p> <p>X課のB係長は、本件診断書等の誤廃棄について、局内のコンプライアンス担当課であるY課に相談や報告は行っていないと回答した。また、Y課のD課長及びE係長も、X課からの報告を受けていないと回答した。</p> <p>一方で、X課のA課長は、Y課のE係長に事案を報告したと回答した。しかし、本件診断書等の誤廃棄が個人情報保護法上の「漏えい等」に当たるか否か、及び本件提出者の年次休暇や職免等の取扱いについて、判断を委ねたわけではなく、Y課からのヒアリングや、Y課の考え方や対応の選択肢の提示もなかったとのことであった。</p> <p>関係者らのヒアリング結果が一致せず、X課がY課に対して事案の報告をしたかについては事実の認定に至らなかったため、Y課が事案への対応を検討・判断した経緯は確認できなかった。また、A課長及びB係長のヒアリング結果から、X課がY課に判断を求めることなく課内において、個人情報の対象者が職員であり内部事務上の事案であることを理由に法令等の根拠を明確に整理することもなく、いわゆる外部への漏えいではないと判断したことが認められる。</p> <p>(3) X課のA課長及びB係長のZ図書館来訪</p> <p>X課のA課長、B係長がZ図書館に来訪し、F元館長及び本件提出者と面会したことについては、A課長、B係長、F元館長の全員が、面会があった事実を認めている。面会した日付は、A課長及びB係長の出張命令簿にZ図書館への出張が記録されていることから、令和5年10月某日であると認められる。</p> <p>(4) 誤廃棄への対応に係るX課から本件提出者への説明</p> <p>通報では、本件提出者は、本件診断書等が要配慮個人情報に該当するため個人情報保護委員会への報告が必要である可能性をB係長に伝え、A課長から「職員がシュレッダーに掛けたと言っているため、今回の件は漏えいには当たらない」との説明を受けたとのことである。</p> <p>A課長及びB係長はともに、調査に対して「執務スペース内での誤廃棄が確かなことから、いわゆる外部への漏えいではないと説明した」と回答しており、「執務室内での誤廃棄であるため外部への漏えいではない」という趣旨の説明をX課が行ったことは事実であると認められる。</p> <p>2 要配慮個人情報の漏えい等に係る対応について</p> <p>個人情報保護法に規定される「要配慮個人情報」には、「疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（個人情報保護法施行令第2条第3項）が含まれる。</p> <p>要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、または発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しな</p>

ければならないとされている。(個人情報保護法第 68 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律施行規則第 43 条第 1 項)

本件診断書等は病院が記載する診断書及び薬局が記載する調剤記録であり、医師等により診療若しくは調剤が行われたことを示す書類に他ならず、要配慮個人情報が含まれることは明らかである。この点につき、本件診断書等の誤廃棄に係る個人情報保護委員会への報告義務の有無について、教育委員会事務局は本調査を受けて初めて検討した結果、原本を紛失したが写しを保管しており、法上の「滅失」には当たらないこと、それゆえ個人情報保護委員会への報告は不要であることを市民局市民情報課に確認した。

上記確認結果によれば、仮に原本を誤廃棄した上で写しが保管されていなかったのであれば、「滅失」に該当し個人情報保護委員会への報告が必要であるが、今回、写しが保管されていたのであるから、X課は本件提出者に対して「写しを保管しているため滅失には該当しない。そのため、個人情報保護委員会への報告対象にならない」という結論になるのであるから、本来はシュレダー処理されたことが判明してから速やかに上記検討を行い、その趣旨の説明を本人に行い、本件提出者の不信感を払拭することが望ましい対応であったと言える。

3 年次休暇の指示について

労働基準法が規定する年次有給休暇制度の「労働者の請求によって付与の時季が決定される」という趣旨に照らせば、年次休暇の取得は上司や他課が指示するものではなく、職員の請求によって付与されるものでなくてはならない。

本調査において、A課長及びB係長は「有給休暇の取得は本人の申請に基づくものであり、他課が指示するものではない」との認識を示した。この認識は法令の趣旨に沿うものであるが、本件提出者への説明内容と本件提出者の受け止めについては次のように当事者間で見解が一致しなかった。

まず、令和 5 年 10 月某日の面会以前に、B係長がZ図書館のいずれかの職員宛に電話で年次休暇での対応について何らかの回答をしたが、その発言内容については、記録がなく正確な事実は確認できなかった。B係長は「年次休暇の取得が本人にとっては最も不利益が少ない」という趣旨であったと説明している一方で、本件提出者は発言内容が「有給休暇で何とかして欲しい」という趣旨であったとして、有給休暇取得以外の選択肢はないものと受け止めた。

次に、面会日のやり取りについて、A課長は発言した記憶がないとしているが、通報内容及びB係長、F元館長の回答からは、A課長から何らかの発言があったことが伺える。A課長の発言内容についてB係長は「業務上の必要があって診断書等を取得するものではないため『出張』では処理できず、また、健康診断等の受診など、職務を免じるものでもないため、『職免』では処理できない」と回答しており、F元館長の回答は「制度上やむを得ない対応であると考え、謝罪に終始していた様子だった」とB係長の回答と齟齬がないものである。ただし、本件提出者はこの流れの中で、A課長から「今回の件は業務ではないので職免も出張も使えないから有給休暇でお願いします」と他に選択肢はないものと受け止めた。

4 本件診断書等の再発行に係る手数料について

通報内容のうち、X課のA課長及びB係長がZ図書館に来訪した際に、本件診断書等の発行手数料を持参したとの点について、これを本件提出者が受け取ったか否かは明確ではない。

ヒアリング調査では、A課長、B係長ともに手数料については記憶がない、認識がないとの主張であった。F元館長は「発行手数料の話も聞いたはずだ」としているが、内容の記憶がないとのことである。これらのことから、実際に発行手数料の授受があったのか、面会の際に発行手数料の負担に関する説明があったのかについて事実の認定には至らなかった。

なお、公費で発行手数料を負担するとすればY課に経理上の取扱い等について相談する可能性が高く、また、その様な取扱いをしたのであれば、A課長及びB係長が揃って記憶にないということは考えにくい。また、1(2)でも述べたとおり、X課が本件誤廃棄への対応についてY課に相談した事実は認められない。これらを勘案すると、発行手数料を公費で負担した蓋然性は極めて低いと考えられる。

	<p>5 評価</p> <p>(1) 個人情報の漏えい等について</p> <p>本件誤廃棄への対応について、教育委員会事務局は本調査を受けて初めて庁内での確認を行い、個人情報保護委員会への報告が不要との判断に至り、結果として事案発生当時に個人情報保護委員会への報告を行わなかったことは問題なかったと確認してはいるという。</p> <p>しかしながら、X課は、誤廃棄した書類に含まれる個人情報の対象者が職員であることをもって、内部事務であるという理由付けを行い、本来行うべき庁内の報告・相談を怠った。また、法令等の根拠に照らすことなく個人情報保護委員会への報告義務がないと判断した。本来は誤廃棄発生時点で速やかに事務処理ミスとして総務局コンプライアンス推進課に報告するとともに、要配慮個人情報が含まれる書類の誤廃棄として市民局市民情報課に報告し、国の個人情報保護委員会への報告の必要性について指示を仰ぐべきだったにもかかわらず、X課の対応は、要配慮個人情報の誤廃棄を軽視する安易な判断であり、不適切な対応であると指摘せざるを得ない。</p> <p>結果的に個人情報保護委員会への報告が不要であったとしても、誤廃棄をされた本件提出者から、国への報告義務について問合せを受けたのであれば、法令等の根拠や市民情報課との調整結果を示して丁寧に回答することが必要だった。A課長とB係長は、Z図書館まで出向いて本件提出者への説明や謝罪を行う等、誠実な対応に努める姿勢を見せているが、本件提出者からの指摘を真摯に受け止め、法令等の根拠を調べる、庁内関係部署に照会するといった対応もできたはずである。</p> <p>(2) 年次休暇取得の指示について</p> <p>A課長、B係長ともに年次休暇の取得を指示する意図はなく、『職免』や『公務災害欠勤』にはあてはめられないので、消去法的に『年次休暇』の取得が、本人にとっては最も不利益が少ないという説明によって制度を案内するに留めようとする意図であったことは理解できる。</p> <p>しかし、本件提出者の心情を推察すれば、自身の要配慮個人情報を含む本件診断書等の誤廃棄とその対応について不信感を抱いていたその相手方から年次休暇の取得を案内されたことで、それを「指示である」と受け止め、「記録を残さないために職免ではなく有給休暇扱いにしたのではないかとさらなる疑念を抱いたものと思料される。本件提出者にこのような疑念を抱かせたX課には、要配慮個人情報の誤廃棄への対応そのものについて不信感を抱かせないような丁寧な説明が必要であった。</p> <p>(3) 発行手数料の負担について</p> <p>発行手数料の負担について、公費での支出を検討した蓋然性は極めて低い一方で、実際に発行手数料の授受があったのか、また、誰が負担したのかについて証拠がなく、調査対象者の証言も得られなかったため、事実の認定には至らなかった。</p> <p>(4) 最後に</p> <p>要配慮個人情報の誤廃棄への対応について、結果として法令違反こそ認められなかったものの、庁内関連部署への報告や相談を行った上で本件提出者に対して根拠を示して丁寧な説明を行ったり、年次休暇取得に関しても本人に不信を抱かせないように説明するなど対応には改善の余地があった。X課の一連の対応は本件提出者に不信感を抱かせるだけでなく、事務処理ミスへの対応に関する問題意識の低さがうかがえる不適切なものであると言わざるを得ない。</p> <p>今後、教育委員会事務局には、X課だけでなく、事務処理ミスが発生した場合には庁内のルールに則り適切な対応を行うことと、再発防止を着実にを行うことを求め、対応を終了する。</p>
本市の対応	個人情報の適切な取扱いについて、研修等の機会をとおして改めて周知・徹底に取り組んでいく。